

# 堂上から地下へ

## ——典籍の流出・提供・活用——

浅田 徹

はじめに

堂上の貴重な典籍は、公家の秘庫に大切に保管されてきた。そのために現在まで保存されてきた古典籍の多いことは、我が国の文化にとつて素晴らしいことである。しかし、江戸時代に勃興する地下の文化的活動のために、それらの古典籍が活用されなかつたことも事実である。

例えば、冷泉家が管理してきた貴重な歌書群は、江戸時代の宮廷において大規模な複写作業が行われたことがよく知られる。しかし、それらの複写本群は、結局のところ大きな類題集（『新類題和歌集』。酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』平成21、思文閣出版参照）作成以上の何にも用いられることがなかつた。現在書陵部に収められるそれらの複写本群から、さらに転写された本は極めて稀だ。地下での盛んな古典研究に開放されていたなら、どれだけ多くの実りが得られたらだろうか？

和歌においては、「堂上派地下」と言われる歌人層が存在し、詠草の添削を受ける公家との密接な関わりを持ち続けた。しかし、彼らの蔵書を

見ても、堂上諸家の秘蔵する典籍類を借り出して写していった形跡はごく稀である。多くは版本か、写本でも広く流布しているものである（松井幸隆『六窓翁蔵書目録』のように稀書に富む例が無いわけではないが<sup>(1)</sup>）。『近世歌学集成』所収の堂上系和歌聞書類を見ても、地下歌人に読むべき歌書として指示されるものは限定されていたし、地下側から典籍開示の要望が出されるシーンも珍しいように思う。公家達の貴重な蔵書は、地下の世界とは隔てられていたのである。

ここでは、そのような公家の典籍が地下へ流れていく場面について、具体的な事例からその様相を見てみたいと思う。「流出」と呼ぶべき事例もあるし、むしろ公家側からの「提供」と解されるものもある。そのようにして地下に降りてきた典籍がさらに広がっていく様子も興味深いものがある。

一、万葉集長歌短歌説の定家自筆本の流伝——流出——

万葉集長歌短歌説<sup>(2)</sup>（定家卿長歌短歌説）は、古今集が「短歌」を長歌の称として用いていることに付き、定家が万葉集以後の用例を検討して、古今集撰者の誤りであると指摘した作品である。自筆本が冷泉家に存在したが、江戸前期に冷泉家から流出、転写本が作成されて広まり、享保十一年に江戸の豪商奈良屋安左衛門が自筆本を所持していた時、幕府がそれを知るに至った。幕府は奈良屋及び関係者を調査し、その経緯を辿った上、朝廷に奈良屋所持本の複写を送付して自筆本に相違ないかの確認を依頼、冷泉家当主為久がこれを確認した。幕府は奈良屋から当該本を買い上げ、古今伝授に関わる秘籍であるからとの理由で冷泉家に返還した。

この一連の事件については種々の記録が残り、続群書類従の活字本でもその一部が付載されているので、概略を知ることができる。早く小田清雄「定家卿真蹟長歌短歌相違の帖伝来書」（好古叢誌8、明治25・8）が考証を始め、近年のものでは久保田啓一氏「近世冷泉派歌壇の研究」（平成15・2、翰林書房）に論がある。小倉嘉夫氏「為久と吉宗——武家社会の中で」（冷泉為人監修『冷泉家 歌の家の人々』平成16・11、書肆フローラ）にも言及する。

しかし、最も詳しく、多くの資料を引用して経緯を再構成した文献は、井上通泰『南天荘次筆』（昭和11、弘文荘）である（海野圭介氏御教示）。

以下それに拠る。

幕府の調査に拠れば、自筆本の流伝は次のようであった。

冷泉家（管理者・藤谷為賢）↓広瀬清安（古筆商）へ譲渡↓富田屋源六（清安孫）まで相伝↓宝永七年奈良屋安休（左衛門父）に売却  
↓奈良屋安左衛門相伝

この経緯に付き、最も端的に語っているのは、享保十二年五月十八日に作製された富田屋源六の口書写しである。読みやすさを考え、表記を改変して次に掲げる。

一 私方より奈良屋安休え先年売渡し候定家卿御筆長歌短歌古今相違之事書物、何方より譲り請候哉と御尋御座候。右歌書者、藤谷中納言様御所持被成候処、八十年程已前、私祖父広瀬清安儀、京都に罷在、古筆商売致し、藤谷様え御出入仕候に付、金子御用立候代りとして御譲り被下候由、承伝申候。委細之儀者不奉存候。

其後清安より私父孫四郎え譲り請申候。十九年已前、孫四郎病氣之節申候は、右歌書は大切成書物に候間、秘藏可仕旨申間、私え譲り申候。孫四郎代より金子他借多く、私儀身上不如意に候処、右歌書安休求度由申に付拾八年以前、宝永七寅の年、代金百枚に安休へ売却申候。右申上候通、相違無御座候。以上

未五月十八日

深川富吉町表具屋源六

いくらか注を加えつつ大意を取ると、定家自筆本は「藤谷中納言様」

すなわち藤谷為賢が所持していたが、源六の祖父広瀬清安が京都に住んでいた頃、古筆を商売しており、為賢の所に入りにしていった。その縁で、「金子御用立候代り」にこの自筆本を譲られたのだという。要するに借金のカタとして譲り受けたわけである。それはこの調書が作成された享保十二年（1727）の「八十年程已前」であるから、正保四年（1647）頃となる。「七十年前」でも「九十年前」でもないであろうから、寛永十九年（1642）〜承応元年（1652）の間くらいに為賢↓清安の譲渡があったことになる。清安はこれを秘蔵し、息の孫四郎に伝えた。孫四郎もこれを大事に所持していたが、彼の代からこの家は傾き、その息である源六がこれを相伝したあと手許不如意の状態に陥り、宝永七年に金百枚で奈良屋安休に売却したのである。

この文書を紹介した井上通泰は、右の口書について「其俣に信じてよ」とは思はぬ。たとへば広瀬清安といふ古筆商が貸金の形に藤谷中納言から此書を譲受けたといふのはどうか」と疑義を呈しているのだが、これほど具体的な経緯を述べているものが虚偽とは考えにくい（公家側にも調査が行われることは予想できたであろうから、虚偽を述べれば糾弾されることは源六にもわかっていただであらう）。

なお広瀬清安については資料が管見に入らないが、その息広瀬孫四郎は、寛文十一年八月に、狩野探幽のもとに「定家正筆」の歌切を「金五十枚」の値で売りに来たとの記述が、小松茂美「古筆学の萌芽とその推進・発展」（古筆学研究所編『古筆学叢林第五巻 古筆学の歩み』平成7、八木書店）の紹介した探幽筆「古筆歌切模」の注記に見出される。その

程度の古筆商であったことは、確認できるのである。「補注」

さて、冷泉家の蔵書の流出には、藤谷為賢が関与していたらしいということは、冷泉家周辺ではそれとなく言われていたようである。このことは久保田啓一氏の『近世冷泉派歌壇の研究』に詳しいので、これに拠りながら述べさせて頂くが、まず冷泉為村門人の津村正恭の隨筆である譚海の巻三に次のように見える。

「冷泉家へ」殊に為家卿の後室阿仏尼、其家の伝書を伝られて、上冷泉代々相伝ありし故、彼家には古書ことごとくありしを、近世冷泉家に放蕩の人有て、重代の書籍等を沽却せられしより、往々人間に散在したる事に成たり。仍て其家の文庫勅封せられ、其人といへどもうかゞひ見る事あたはず。…享保年中万葉集の長歌・短歌の事を、定家卿しるし置せられし真蹟を、江戸の町人なら屋安左衛門といふ者買取、所持せしを、公儀へ献ぜしに、有徳院公方様（＝吉宗）、冷泉家の旧物なればとて、則為久卿へ下し賜り、御礼として長歌を詠て奉られし事有。此外為家卿真蹟の辭案抄など云もの、往々人間に有は、みな彼家の什器の散落せる也。」（日本庶民生活史料集成第八巻に拠る。巻三は天明年間の筆録か）

冷泉家に「放蕩の人」があつて、蔵書を流出させてしまったというのだが、一連の叙述（長いので一部を省略した）の後半には万葉集長歌短歌説の流出と返還の一件が語られており、これもまた「放蕩の人」某の所業の結果と読めるような流れになっている。ちなみに「為家卿真蹟の辭案抄」というのは、現在天理図書館蔵の伝為家筆本を指すか。

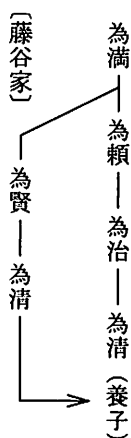
この「放蕩の人」を為賢と特定しているのは、早川自照氏『冷泉家之

和歌』(昭35、私家版)である。

「…この為賢が屢々家書を散出する由天聴に達し勅旨に因り、朝廷の伝奏と六波羅よりの武家の伝奏と立会ひの上、是等伝来多数の古典蔵書を悉く勅封せらる。為清資性勳直、これを保持して嚴重に実父と雖も少しも干渉せしめず、又蔵書の出入を容易になさしめず、専ら散逸を防ぎて殊功あり。」(久保田氏著書より孫引き)

近代の著作ではあるが、ニュースソースは冷泉家そのものであった可能性が高い。井上通泰が紹介した富田屋源六の口書は、久保田氏の追ってこられたこの伝承をはっきり裏付ける、貴重な資料だったのである。久保田氏は為賢が古筆のコレクターでもあったことを指摘しておられ、<sup>(3)</sup>古筆商の広瀬清安と昵懇の仲であったというのは、極めて有り得べき事と考えられることも付け加えたい。

ここで、藤谷為賢という人物の位置について触れておこう。為賢は冷泉為満の男で、嫡子為頼が冷泉家を嗣いだため、分家して藤谷と号する。しかし為頼、さらにその息為治がいずれも早世したため、為賢息為清が本家の養子に入り、為賢が後見となって冷泉家の文庫も管理していた時期があるのである。蔵書の流出に関しては、この時期が疑われる。



譚海や『冷泉家之和歌』では、蔵書の流出と朝廷による冷泉家御文庫の「勅封」とが関係づけられている。冷泉家の文庫が封印せられ、当主と雖も蔵書を自由に見ることができなくなったのはよく知られている(それが解除されたのは先に名の見えた為久の時である)。しかし実はこの経緯には不明な点が多く、いったいいつ「勅封」があったのか、それはどの程度嚴重なものであったのかははっきりしない。この問題について詳しく論じているのは、藤本孝一氏「冷泉家御文庫の封印と『明月記』(京都文化博物館研究紀要『朱雀』10、平10・3)である。

一般的には、続史愚抄・享保六年八月廿二日の勅封解除の記事の中に「元和中、所司代周防守重宗板倉。与武家伝奏(三条西大納言・中院中納言惣)加合書封以来。相統加封。而謾不許開」とあり、「元和中」に封じられたとされるが、藤本氏は冷泉家の定家自筆明月記がそれ以後も切り取られ、巷間に流れ出ていることを指摘した。それは(久保田氏の指摘にあるように)藤谷為賢の所為ではなかったかとし、為頼死去の寛永四年以後、為賢が文庫を自由にできるようになってからのことと推定された。一方、その下限を知る手掛かりとして、藤本氏は新たに資勝卿記・寛永六年(1629)十一月条の記事を紹介された。そこには、「冷泉家ノ書物共遷之由、江戸ニ被聞候て」、所司代板倉重宗からの指示により、日野資勝が良恕法親王と共に、冷泉家の蔵の封を切つて、為賢立会のもと、書籍の目録を取つた経緯が詳しく記されていた。

藤本論文から十一月六日条の一部を引くと、「板倉防州(＝重宗)ヨリ書状参候テ、冷泉家ノ書物共遷之由、江戸ニ被聞候て、御点検候テ、先

日竹門主（＝良恕）御成ニテ、大方目録候て、江戸へ下申候処、土井大炊殿ヨリ、拙子（＝資勝）彼家伝受仕候間、拙子ニも可罷出由申来候間、一兩日中ニ点検可有由申候也、……とあり、この後も数度にわたる点検・目録作成の記事がある。

藤本氏は、このような厳重な管理状態では、為賢といえども勝手に文庫の蔵書には手が出せなかつたはずと見て、為賢による蔵書の流出は少なくとも寛永六年十一月よりは前に終わっていただろうと推測された。従つて、流出があつたのは寛永四年～六年の間と考えられたのである。

ちなみに、右引用のうち「冷泉家ノ書物共遷之由」を、藤本氏は「冷泉家の書物が散逸しているとの噂」が江戸幕府まで聞こえたの意としておられるが、字義通り読めば、蔵の改築等であつたん書物をどこかに移すということであろう。蔵の中の書物がこの移動に際して失われないように目録を取つておこう、ということであつたものと思える。

しかし結局、この移動を契機に流出が起つたのではなかつたらうか。前記の万葉集長歌短歌説定家自筆本が為賢から広瀬清安に譲渡されたのは、資勝卿記に目録を取つたとある寛永六年より後のことである（寛永末～正保年間頃になること、前述の通り）。為賢は封印された文庫の蔵書を、実際には何らかの手段で密かに売却することができたのである。

井上通泰の紹介した資料は、冷泉家本流出に対する為賢の関与を具体的に立証するだけでなく、文庫の封印の実態を窺う上でも貴重な資料であつたと言えよう。

さて、私がこの資料を取り上げたのは、冷泉家本流出の犯人捜しをするのが目的ではない。むしろ、この「流出」が学問に貢献していったことに注目したのである。

古今集の注釈史を一新した契沖の名著、古今余材抄（元禄四年1691成立）は、万葉集長歌短歌説を利用して書かれている。巻十雑体の標目「短歌」の釈義に詳しい引用が見え、古今集の権威を盲信せず実証的に批判した定家の意見に、契沖は大いに賛成しているのである（契沖がこれを利用してゐることは、早く尾崎雅嘉『群書一覽』が指摘する）。そこで問題になるのが、契沖はいかにして万葉集長歌短歌説を披見したかということである。

このことを考える上で重要なのは、契沖と深い関わりのある水戸の彰考館に、万葉集長歌短歌説が所蔵されていることであろう（水府明徳会彰考館蔵「万葉時 同長歌短歌抄」（巳・巻））。国文学研究資料館の紙焼写真により、私に句読点などを付して奥書を引用する（（ ）内細字）。

這一冊者、以京極黃門（定家卿）自筆本、或好士命手書、不違一字令書写、秘蔵異于他。然所、不思議之依巨細、申出。紙教・行々・字々、毛頭無違乱令書写、則遂校合訖。和歌之難義、依此一冊始而分明也。最可謂至宝乎。穴竇、猥不可免外見者也。

寛文九年（1669）臘月下旬 清宗川（花押）

「清宗川」は清水宗川（慶長十九年1614～元禄十年1697）。飛鳥井雅章

の門人で、清水宗川問書はよく知られている。水戸家に仕え、やはり彰考館とは深い関わりがあった。この写本は、定家自筆本を「或好士」が能書に命じて一字も違えず写し取った本を、「不思議之巨細」によって借りることができたので、丁数、改行などまで全くそのままに写したのだと述べる。この本は遅くとも元禄四年までには彰考館に入っていたことが、彰考館の作成した収書目録「館本出所考」（後述）からわかる。<sup>1)</sup>契沖は恐らくこの写本によって本作を知ったのであろう。三手文庫には契沖門人の今井似閑旧蔵本が収められているが、そこにこれと同じ奥書を持つ万葉集長歌短歌説がある（歌・寅・141、国文研マイクロによる）のも傍証となるように思う。他にもこの奥書を持つ本は多く、宗川書写本が本書の流布に重要な役割を果たしたことが窺われる。

では、宗川が親本とした「或好士」本とは何だったのだろうか。宗川は親本の所在を明らかにするのは差し障りがあると考えて明記を避けたものと思われるが、手掛かりはある。

現在、本書の伝本のうち最も早い奥書を持つのは、九州大学図書館細川文庫蔵「長歌短歌古今相違事」(5431-8)である。やはり国文学研究資料館のマイクロによって奥書を引く。

右者、京極黄門定家卿以正筆、文字・仮名之处等無相違書写者也。

寛文六 (1666) 丙午年臘月下旬

さきの宗川奥書よりも三年遡るものだが、ここでは定家自筆本そのも

のから写したとあることが注目される（もちろん、転写本からの写しであるのに奥書が自筆本写しのように称することはあるのだが、とりあえず額面通りに受け取るとして）。寛文六年は定家自筆本が古筆商広瀬清安またはその息の孫四郎のもとにあった時期である。九州大学細川文庫は宇土の細川家の蔵書であるが、寛文六年当時の当主は初代宇土藩主行孝で、好文の大名として知られる。古筆商秘蔵の定家自筆本を精写させたのは、行孝であったのかもしれない。宗川奥書に言う「或好士」も、行孝を指していた可能性がある。<sup>2)</sup>

ちなみに、書陵部蔵鷹司本「長歌短歌古今相違之事」(286-95)には明和八年の卜山（烏丸光胤）奥書があり、享保十二年の自筆本返還の一件が語られているが、そこには本書について「元来此書自細川家出之云々」とある。詳しい事情は知られないが、細川家に最も早い奥書を持つ本があることと、無関係ではないように思われる。

定家自筆本の本文が流布することになったのは、藤谷為賢が冷泉家の秘庫から密かに持ち出して古筆商に売り、「或好士」が複写し、その複本を清水宗川が転写したことによる。転写本は彰考館に入り、契沖の目に触れ、古今余材抄に利用される。もし冷泉家にずっと所蔵されていたら、本書は何の影響も持てなかっただろう。本書は、「流出」しなければ、契沖の学問を助けることはできなかったのである。

## 二、彰考館蔵の収書と公家の蔵書——提供——

水府明德会彰考館に、「館本出所考」（亥・九）と題する写本が所蔵されている。私は国文学研究資料館の紙焼写真（J79）で披見したが、この本の主たる部分は、元禄年間に彰考館が館員を京都に駐留させて書写・購入させた書籍の出所を記したもので、その他享保頃までの資料を含んでいる。これによれば、例えば館員大串元善が

- ・元禄二年に京で「九条様」から「大納言経信卿記」を借り写した。
- ・元禄八年に南都の法隆寺で「龍田縁起」を写し、「諸社縁起」第五巻の初めに綴じ入れておいた。

といったことが知られる。彰考館の蔵書形成を考える上で、大変貴重な資料と言えるだろう。今後の利用が期待される。

いま、本シンポジウムのテーマに即して、出所として公家が記されている例を取り上げる。任意に拾っていくと、例えば次のような公家が彰考館に典籍の書写を許可したことがわかる。

- ・醍醐大納言冬基卿（元禄二年 法曹類林・政事要略）
  - ・下冷泉三位（二為経）（元禄二年 経国集）
  - ・野々宮中将定基朝臣（元禄三年 貞信公記）
  - ・東園中納言藤基量卿（元禄三年 摂政宣下次第ほか）
  - ・油小路大納言隆員卿（元禄八年 山槐記・薩戒記・吉記等）
- 彰考館は多くの和書を収集する使命を帯びていたが、そのためには京都での蒐書・書写活動が必須であった。長く彰考館に勤務した福田耕二

郎氏の『水戸の彰考館—学問と成果—』（平3、錦正社）には次のようにある。

（彰考館ガ—注）もつとも力を入れたのは、京都方面で、光圀が最初に図書蒐集のために人を派遣したのは、延宝五年（一六七七）の正月で、この時は約一年かけて、「万葉集」関係のものを含めて、多くの史料を持ちかえっている。

公卿などは多くの書物を持っていたが、容易に見せてもらえない。長い間、苦心して保管していたもので、「秘すべし、秘すべし」で、他見を許さないというものが多かった。

当時は師弟関係がきびしく、いろいろの技芸でも、長い間、労力とか財力とかの奉仕をして、次第に伝授されるので、書物についても同じことがいえ、生活に連なるものもあった。これを見ることが許され、しかも写し取るといふのは、相当のものを贈って、他見させぬという約束をしなければならなかった。

公家にとつては、こうした典籍開示は収入源でもあったから、多額の報酬を要求した上で、少ししか見せぬということになりがちだったのである。後に塙保己一が群書類従のために書籍を収集新写した際も、公家・門跡寺院の蔵書はなかなか見せてもらえず苦勞している（斎藤政雄氏『和学講談所御用留の研究』（平10、国書刊行会）にそうした困難について語っている文書が載る）。しかし、こうした典籍の障壁を取り除いて行かなくては、和学の興隆は望めない。

そういう観点で「館本出所考」を見ると、一人の公家の名に眼が留ま

る。それは花山院定誠<sup>の</sup>(寛永十七年1640、宝永元年1704、六十五歳)である。定誠は左大臣花山院定好の三男、母は鷹司信尚女。正二位大納言に上り、元禄五年に落飾している。

「館本出所考」で花山院定誠が出所として記されている典籍は次の通り。

秘府略・花山院宗像記

……………(以上、元禄三年(寄贈))

院号定部類記・公清公記抜書・山槐記・元秘抄・温旧知新・神宮奏

事始記・上表之記(園太曆)・神護寺募縁記・知証大師年譜・催馬楽

・聖廟御法楽詩歌(文明十二年)・除目録・薩戒記・摂政関白補任

・吉記

……………(以上、元禄三年)

修法抄・枝葉抄

……………(以上、元禄四年)

日本紀神代卷起・皇太神宮儀式帳

……………(以上、元禄五年)

令聞書・令抄・古消息写(慈照院殿・宝篋院殿ほか)・元久元年四月

記(三黄記)・富家語抜書・正安三年日次(実躬卿記)・庭槐抄

……………(以上、元禄六年)

蟬冕魚同・新古今和歌集抄出聞書・玉伝深秘・結城戰場記・賀茂大

神宮年中神事略次第・厳島名所尽并年中行事・有房中将集・相模集

・高藤公伝・古今相伝次第・古今和歌集註

……………(以上、元禄十二年)

これらはほぼすべて、館員の小野沢介之進(京都に駐留し、蒐書に当たっていた人物)が写し取っている。元禄年間前半においてこれほどたくさんの典籍を開示した公家は他におらず、元禄三年には貸与でなく寄贈した本もあることから、定誠に関しては積極的な「提供」の姿勢を看取してよいものと思われる。当然報酬は要求したと思うが、こういう公家が堂上典籍の地下への窓口になっていたことは留意しておくべきであると考える。

なお、元禄十二年からは平松時方が多くの典籍を提供していることがわかる。その書目を詳細に検討すれば、あるいは京都大学図書館平松文庫本との間に関係が見出せるかもしれない。<sup>(6)</sup>

### 三、佐賀鍋島家・加賀前田家の蔵書形成と彰考館

さて、そのようにして形成されていった彰考館の蔵書であるが、その蓄積は他の好文の大名達の蔵書形成にも寄与するところがあったのである。この点について資料を挙げて述べたいと思う。

彰考館蔵「贈松平丹後守歌書目録」(亥一七、国文学研究資料館紙焼S

322)は、内題に「松平丹後守殿え被遣候歌書目録留(元禄元年戊辰十二

月七日 但此節不被遣御書物目も此末二閉入有。」とあり、元禄元年に

「松平丹後守」よりの依頼で七十二部七十五冊の歌書を彰考館本から新

写して贈った、その時のリストである。彰考館から大名家への典籍の提

供があったことがわかる。後述する「加州往来書目 松平丹後守殿歌書



目」にも同じ件のリストを載せる。

この歌書リストは、勅撰集や著名な歌人の集ではない、極めて専門性の高い歌書目録である。冒頭近くに挙がる本は、「堯孝日記」「堯孝十番歌合」「和歌淵底秘抄」「常恒自歌合」「播磨守兼房歌合」「古葉略類聚抄」などだが、和歌研究者であればその専門性が推知されよう。かなり和歌に明るい人物の要求に応じて贈られたものと判断して誤るまい。

ではこの「松平丹後守」は誰であろうか。『寛政重修諸家譜』によって「丹後守」と称した松平氏の人物を検索したが、元禄元年時点でのように名乗っていた人物は見出せなかった。次に、松平氏ではないが、松平と名乗ることを許されるケースがあるので、そちらで考えてみる。「丹後守」全百三十四人のうち、該当者は一名のみであった。

佐賀鍋島藩主・鍋島光茂の項に、「寛永九年生る。…慶安元年十二月十二日御前（||家光）にをいて元服し、御諱の字（||「光」）松平の御称号、及び来国俊の御刀を賜ひ、従四位下丹後守に叙任し、光茂と名のる。…元禄八年致仕し、…十三年五月十六日佐嘉にをいて卒す。…」とある。

光茂は文事、特に和歌に精力を注ぎ、飛鳥井雅章・中院通茂・三条西家（実教か）から伝授を受けるという、武家歌人としては非常に注目すべき存在であった（日下幸男氏「鍋島光茂の文事」国語と国文学65・10、昭和63・10に詳しい）。彰考館に前述のような歌書群新写の依頼を出す人物としてはまことにふさわしいと思われる。

光茂は江戸初期の佐賀において、武断的な政治から文治的な方向へ転換した君主として知られる。「光茂の最大の功績は、佐賀にこのような学

問的・文学的な土壌を用意したことであろう。」（雅俗の会編『西国大名の文事』平成7、葦書房）「鍋島光茂―文芸励行」、入口敦志氏執筆）とも評されている。

実際、佐賀は現在でも典籍の多く遺存する地域である。彰考館から贈られた歌書類の行方はわからないが、徴古館（鍋島報効会）・祐徳博物館（祐徳稲荷神社）中川文庫・佐賀大学附属図書館小城鍋島文庫・佐賀県立図書館・武雄市教育委員会・多久市立図書館などに現蔵される鍋島藩の文化財の、初期の資産となった可能性が高い。

次に、先に少し名前を出した彰考館蔵「加州往来書目 松平丹後守殿歌書目」（亥七、国文学研究資料館紙焼S321）について取り上げたい。この目録の後半は先ほど述べた鍋島光茂宛の歌書目録だが、前半は、延宝七年（1679）に加賀前田家と彰考館とで書物の相互貸借（十数点ずつ）が行われた際のリストである。前田家の当主は文物の収集で著名な綱紀で、蒐書は現在の尊経閣文庫に遺る。尊経閣文庫本と彰考館本との相互交渉はこれまであまり意識されていないのではないかと思うが、具体的な貸借が知られるのは貴重である。時間の関係で、その中の一点のみについて触れておきたい。

彰考館から前田家へ貸した本の中に次のような記述がある。

一 古本平家物語（鎌倉本 此本ハ進上也） 十二冊

一 保元平治物語（返ル）

二冊

「鎌倉本」平家物語は、現在彰考館蔵の江戸中期写本（山岸徳平・山内潤三・木村晟編『平家物語 鎌倉本』〈汲古書院古典研究会叢書、昭47〉に影印）。しかし、実は「鎌倉本」と呼ばれるべきは彰考館の別の本「康豊本」（これも現蔵）ではなかったかとされている。<sup>(1)</sup> 右の記述は、「鎌倉本」が前田家に「進上」されたことを明記している。

現在、尊経閣文庫に室町時代写の「康豊本」十二冊がある。彰考館の「康豊本」とは本文が酷似し、一行の字詰めが異なる程度の差異であるとされる（山田孝雄『平家物語考』）。延宝七年に贈られた本はこれに違いない。恐らく、彰考館では同じ本文を持つ本二種を所有していたので、その内一点を加賀に寄贈したのであろう。あるいは前田家に原本を贈るために複本を作ったのが彰考館本なのかも知れない。どちらにしても、「鎌倉本」が「康豊本」を指していたことの傍証となると思われる。

なお、この時彰考館から貸与された本からの写しで、尊経閣に現存するものには「鎌倉大草子」がある（実見していないが、右の書目にあり、かつ尊経閣文庫の目録に「延宝七年写」とあるので間違いないだろう）。現物を調査すれば他にも見つかるかもしれない。

## おわりに

典籍は、読まれてこそ価値がある。堂上を中心に集積・保管されてきた日本の典籍群が、地下を中心に勃興した和学・国学の資料となるため

には、典籍の移動・流通が必要であった。本発表では、彰考館を中心に、関連する事象をいくつか紹介したのみである。

近年、内裏を中心とした蔵書の形成・変遷について多くの研究が発表されるようになり、この分野はめざましい進展を見せている。しかし、公家の世界の中での流通・集積であるのならば、トータルな日本の学問史を考える上では、限定された意義しか持ち得ないのではないだろうか。公家を対象にした研究と、庶民レベルの蔵書形成の研究とは、どこかで接点を持たなくてはならないように思う。

最後に一言付け加える。契沖の古今余材抄について本発表で触れたが、その浄書本は彰考館に納められた。前述の通り古今集の注釈史上画期的な著作であり、多くの人々によつて転写され、広く読まれていったのだが、実は彰考館の浄書本から写されたとされる写本は全く知られていない。すべて円珠庵に残された契沖手許本から写されていたものなのである（筑摩書房版契沖全集解題）。蔵書は、保管されているだけでなく、利用されなくてはならないのである。

## 注

(1) 神作研一氏『六窓翁蔵書目録』—松井幸隆の歌学一斑—（金城日本語日本文化83、平19・3）参照。

(2) 本作品の書名は一定しない。「長歌短歌古今相違之事」とも呼ばれる。定家自身の付した内題は「万葉集長歌載短歌字之由事」であり、本来はそれを題名とすべきか。ただし、この内題が作品の全体を覆うものであるかどうかは

問題がある。

(3) 久保田氏(冷泉家の歴史(十五) 為治・為清(上)) (しくれてい65、平10・7) 参照。

(4) 元禄四年に彰考館館員小野沢介之進が「万葉時代抄」を書写した際、既に館に存在した「万葉長歌短歌」の奥に合綴したという記事が見える(彰考館現蔵本では順序が逆であるが)。従って万葉集長歌短歌説はこれより早く所蔵されていたことになる。

(5) ただし、九大細川文庫本と、彰考館の宗川本の本文は細部で一致しない。

細川文庫本は寛文六年写本そのものではなくその写しであるのかもしれない。するとこの議論は単純には成り立たなくなるのであるが、後考に待ちたい。

(6) ちなみに、国文学研究資料館(史料館)にも平松家の文書がある。『史料館所蔵史料目録31集』昭55・3の平松家文書目録参照。

(7) 影印本解題参照。

\*発表当日の資料では、久世家文書に関わるシンポジウムであったこともあり、ノートルダム清心女子大学図書館黒川文庫蔵「長歌短歌古今相違之事」(D116)の図版を掲げた。久世通理が文化十二年に書写した万葉集長歌短歌説の写本である。久世家の典籍が諸方に散っていったうちの一点ということになる。

\*海野圭介・久保田啓一各氏より、貴重な情報を頂戴した。入口敦志氏には調査についてご教示を頂いた。心より感謝申し上げます。また、典籍の披見につきお世話になった宮内庁書陵部にこの場を借りて御礼申し上げます。

〔補注〕本稿校正中に、蔵中さやか氏の『松平大和守日記』古筆関連記事(寛文年間)、瞥見(神戸女学院大学論集55-1、平20・6)に接した。同論文は古筆コレクターとして著名だった松平直矩の日記から、古筆商たちが売りに来た

典籍を抜き出して検討するものであるが、その中に、寛文四年頃集中的に直矩に古筆を売りに来た者として、本稿で取り上げた広瀬清安(清庵とも記す)が挙げられている。清安の活動を知る貴重な資料である。蔵中氏のまとめによると、清安は数回にわたり大量の自家自筆物を持ち込んできており、その中には明月記などが含まれていたことがわかる。本稿で見えてきたところからすれば、清安の商品の出所は冷泉家そのものであった可能性が高いのではなからうか。